

**大学等が公認心理師となるために
必要な科目を開講・変更するにあたっての
よくある御質問（更新日：令和3年9月30日）**

項番	質問	回答
1	確認申請書はどのような点に気を付けて作成すればよいでしょうか。	<p>定められた要件を充足していることが書類上明らかになるように作成してください。特に記載が不十分な点として、以下の点があげられますので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習演習担当教員及び実習指導者が要件を満たしているか。 ・実習演習担当教員及び実習指導者が指導を行える学生数以上の体制となっているか。 ・実習演習計画において、「含まれる事項」「巡回指導」「実習時間（担当ケースや学内・学外の内訳含む）」が漏れなく記載されているか。記載箇所には下線を引いてください。 ・学内相談室の実習を行う場合も、確認申請書への記載、実習指導者調書（実習指導者がいる場合に限る）及び実習受け入れの承諾書が必要になります。また、学内相談室での実習は主要5分野には含まれません。 ・医療機関における実習が必須となっているか。（保健医療分野が必須なのではなく、医療機関（病院又は診療所。）が必須です。）
2	実習演習担当教員は非常勤講師でもよいですか。	非常勤講師でも差し支えありません。
3	教員調書の教育歴の心理に関する教育内容には、具体的な科目名を記載する必要がありますか。	具体的な科目名であることが望ましいです。また、科目名に「演習・実習」が含まれない場合、心理分野の演習もしくは実習であることが確認できるように、カッコ書きなどで、演習・実習を明記してください。
4	実習施設への実習担当教員による巡回指導を概ね週1回以上行うこととあるが、週1回実習を行う場合、毎回巡回しなければならぬのですか。	<p>回数目安が週1回以上という趣旨なので、週1回実習を行うのであれば、実習5回につき1回以上程度巡回指導を行っていただければ結構です。</p> <p>学部の心理実習で、教員が毎回引率して指導を行う場合は、その旨を記載してください。</p>
5	実習施設の設置者の承諾書は、その施設の設置者に承諾いただかなければならないのですか。	設置者に承諾いただく必要があると考えますが、施設長など承諾する権限をお持ちの方であれば、その方でも差し支えありません。

**大学等が公認心理師となるために
必要な科目を開講・変更するにあたっての
よくある御質問（更新日：令和3年9月30日）**

項番	質問	回答
6	どのような職種だと実習指導者として認められますか。	<p>実習指導者の要件に職種は含まれていませんので、どのような職種であっても、当分の間、公認心理師法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開講する大学等が適当と認める者であれば実習指導者として認められます。</p> <p>ただし、実習指導者調書の職歴欄に、「職名」は必ず記載してください。</p>
7	確認申請書を提出してから、どれくらいの期間で回答をもらえるのでしょうか。	定められた期間内にご提出いただければ、開講までにはご対応させていただきます。
8	古い様式を使用しての提出は認められますか。	申請の時点で最新の様式を使用してください。様式は、WEBサイトに掲載しています。
9	<p>（学部のみ）</p> <p>心理実習を開講する際、実習指導者が心理実習中に実習生を指導することが困難な場合で、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員が実習施設において実習生に指導を行うこととする場合、提出書類にはどのように記載をすれば良いでしょうか。</p>	<p>「確認申請書（大学等）」の「8. 実習施設」のうち、実習演習担当教員が指導を行う実習施設の「実習指導者氏名」の欄に、「※実習演習担当教員」を付記するなどして、その違いがわかるように実習演習担当教員の氏名を記載してください。なお、この場合における実習演習担当教員の実習指導者調書は不要です。</p>
10	実習の内容に変更があった場合はどのように手続きをすればよいのでしょうか。	<p>変更があった日から1か月以内に変更届（開講科目確認書又は確認申請書の様式に準じて各大学等において作成すること。）を提出してください。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届（鑑文）、 ・変更箇所と変更理由がわかる書類（任意様式）、 ・変更を反映させた、申請時の書類から変更する部分がある書類全て <p>を提出してください。</p> <p>変更が生じていないページは、ご提出不要です。</p>
11	実習演習担当教員や実習指導者の姓が変更された場合や、学長名の変更等があった場合、変更届の提出は必要でしょうか。	左記のような変更であれば、単体での提出は不要です。他の変更が生じた際にあわせて届け出てください。実習施設の代表者の変更についても同様の取扱いとします。

**大学等が公認心理師となるために
必要な科目を開講・変更するにあたっての
よくある御質問（更新日：令和3年9月30日）**

項番	質問	回答
12	実習演習担当教員や実習指導者が変更になった場合、調書頁番号はどのように変更すれば良いでしょうか。	大学等において管理しやすい番号の設定としていただいで構いません。変更した箇所が分かるように下線を引いてください。（欠番を出していただいても構いません。） ちなみに、実習指導者調書頁番号の付け方は、施設毎に枝番（1-1、1-2…）にするのがおすすめです。
13	変更届に対する、確認した旨の回答はもらえますか。	変更届の確認後、問題がなければ受理し、こちらからの回答は特に行っておりません。修正等が必要な場合は、こちらからご連絡させていただきます。
14	書類の送付はメールでよいとのことですが、郵送でも同じものを送付するべきでしょうか？	いいえ、どちらかで構いません。ご都合のよい方でお送りください。
15	実習演習計画書は、変更がない限り、提出しなくてよいですか？	基本的には必要ありませんが、随時、より充実した内容へと更新していくことは必要だと考えます。記載内容について、定期的に見直しをしていただくようお願い致します。こちらから修正等をお願いする場合もございます。
16	書類全体に通しのページ番号を付ける必要はありますか？	その必要はありません。 ページ番号は、教員調書と実習指導者調書のみで構いません。